おかやま創生有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 おかやま創生総合戦略の策定等に関して、様々な立場の有識者から意見を求めるため、おかやま創生有識者会議(以下「会議」という。)を設置する。

(構成等)

- 第2条 会議は、知事が委嘱する委員20名以内で構成する。
- 2 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。ただし、 必要に応じて再度委嘱することができるものとする。

(運営)

第3条 会議は、知事が招集する。

(所掌事項)

- 第4条 会議において、委員は次に掲げる事項について検討し、意見を述べる。
 - (1) 本県人口の将来展望に関すること
 - (2) おかやま創生総合戦略に関すること
 - (3) その他、必要な事項に関すること

(庶務)

第5条 会議の庶務は、総合政策局政策推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。